

監査報告書

平成30年5月18日

学校法人 白梅学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 白梅学園

監事 石川 武

監事 金子 武弘

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人白梅学園寄附行為第8条第2項の規定に基づき、学校法人白梅学園の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度における財産の状況及び業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査に当たり理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、定期的に良公監査法人と意見交換等を行いました。

監査の結果、次のとおり報告いたします。

1. 計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに財産目録）は、会計帳簿の記載金額と一致し、学校法人白梅学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
2. 学校法人白梅学園の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

【追記事項】

白梅学園清修中学校においては、長年、生徒数の減少等による教育収入の不足が常態化しており、その不足額を補填するため、大学の教育収支差額に依存しており、大学の活動を制約し、負担者への学費収入還元を妨げる要因となっています。いつまでも教育収支差額のプラス部門の財源に依存することを改めていくとともに、当該プラス部門内においては、より有効な使い方があるのかどうかを検討する必要があります。

また、他部門においても、可能な限り早期に支出超過状態を解消し、学校経営上適正な教育活動収支差額を確保できるように、さらなる業務の効率化と経費の削減など改善を推進する必要があります。

以上